

# 令和9年度 山村・離島振興施設整備事業 要望調査

三宅村では、令和9年度に山村・離島振興施設整備事業（ハウス等の設置補助）を希望する農家の方の要望（需要量）調査を行い、東京都への要望といたします。事業内容につきましては、下記のとおりとなっております。

導入を希望する農家の皆様は、三宅村役場にあります申込書に必要事項をご記入の上、提出期限までにご提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 事業概要

- (1) パイプハウス等整備、農業用機械導入等の生産力の強化・効率化に必要な施設の整備にかかる補助（1設備又は1機械で50万円以上、ただし認定新規就農者については1設備又は1機械で20万円以上）
- (2) 集出荷施設、加工施設、貯蔵施設等の加工・流通・販売体系の改善、促進等に必要な施設の整備にかかる補助（1設備又は1機械で50万円以上、ただし認定新規就農者については1設備又は1機械で20万円以上）
- (3) 渇水対策を目的とした小規模貯水施設整備に係る補助（農業用水用シート・貯水タンク・水中ポンプ等）（1設備又は1機械で50万円以上、ただし認定新規就農者については1設備又は1機械で20万円以上）

### 2. 対象者（以下、全ての要件に該当する農業者）

※年齢等による申込制限はありませんが、自家消費用途での利用は認められません。

- (1) 対象地域内の3戸以上の農家（認定農業者または認定新規就農者で10年間以上営農できる者）が組織する営農集団。
- (2) 自己資金（補助以外の残額）の負担が可能な者。
- (3) 施設導入予定地の所有権又は利用権を有している者または事業開始までに有する者。
- (4) 補助事業で取得した施設の園芸施設共済（園芸施設共済保険）の加入を必ず行う者。

### 3. 補助率 税抜き事業費の85%以内（都：75%以内、村：10%以内）

※消費税分は補助対象外になります。

（自己負担額は税込事業費の23%程度）

### 4. 提出期限 令和8年6月5日（金）

### 5. 申込方法 下記の①と②を三宅村観光産業課農林水産係に提出

- ①. 令和9年度 山村・離島振興施設整備事業申込書
- ②. 見積書

### 6. その他

提出内容から要望を変更する事は、原則できませんので、十分ご検討の上ご回答ください。

その他、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

< 問合せ先 > 三宅村役場観光産業課農林水産係 飛永・廣瀬

電話：04994-5-0992